

総合計画と総合戦略との一体策定について（案）

1 主旨

総合計画前期基本計画が令和 7 年度で計画期間満了となるところ、総合戦略は本年度に計画期間の満了を迎えます。

両計画の計画期間のずれを解消することで、効率的・効果的な市営運営が期待できることから、総合戦略を 1 年延長し、総合計画後期基本計画と次期総合戦略を一体策定します。



2 説明

(1) 両計画の位置づけ・特徴

① 総合計画について

総合計画は、市の最上位計画であり、まちづくりの目標を明らかにするとともに、市民と行政が共通の理念のもと目標実現に向かって行動する指針として行政運営全般について定めています。なお、前期基本計画は、国土強靱化計画及び行政改革大綱と一体的に策定しています。

総合計画では、将来像「誰もがキラめく鳥羽 海の恵みがつなぐ鳥羽」の実現を掲げ、以下の政策の柱ごとに施策展開を図ることとしています。

政策 の 柱	1. 出産・子育てを支え、学びと交流が活発に行われるまち (子育て、教育・人材育成、交流の促進)
	2. 人が集い活力あふれるまち (観光の魅力向上、産業振興と経営の安定化、就業・起業)
	3. 人と自然が調和した環境にやさしいまち (環境保全・自然共生・生活環境)
	4. 誰もが生きがいを持ち、安心して暮らせるまち (福祉、安全安心な暮らし、保健医療・各種手続き)

② 総合戦略について

総合戦略は、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方等を踏まえ、人口減少対策や地域経済活性化等を目指す地方創生の推進のための計画として策定しています。

なお、国は、社会情勢の変化を受け、「デジタルの力」を活用した地方創生の加速化・深化を方針建てています。

基本目標	1	働く場の創出・人材育成 多様な働き方を認め合い、若者が地元で働き、女性や高齢者、障がい者等、誰もが役割を持ち、地域産業の担い手として活躍している
	2	新しいひとの流れ・ひとの交流 個性輝く鳥羽の魅力が伝わり、国内外から人が訪れている
	3	誰もが活躍できるまち ライフステージに応じた希望が叶えられ、誰もが居場所や役割を持っている
	4	地域経営の視点に立ち、時代に合ったまちづくり、安心した暮らしの確保 鳥羽の風土に応じた安心できる暮らしが守られている
	5	連携施策等 地域の実情に合わせた施策が取り組まれている

(2) 両計画の関係

総合戦略が目指す「人口減少や地域課題の解消等」は、総合計画において定める政策の柱に包含されるものであるとともに、両計画は、社会環境の変化を的確に把握し、中長期的な将来を見据えた持続可能なまちづくりを推進していくという点で一致しています。

(3) 一体策定の効果

- ① 将来像に向けた長期的な取り組みと地方創生施策が整合を保つことで、まちづくりの方向性がより明確になるとともに、住民や関係者との合意形成がスムーズになる。
- ② 計画策定や効果検証等の一連の作業の重複を解消できることで、効率的な運営管理が可能となる。
- ③ 国や県の支援策と本計画に位置付ける事業との連携が図られることで、交付金等の活用が容易となる。

(4) 一体策定に関する国の判断

国は、「人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標（KPI）の設定等、地方版総合戦略としての内容を備えることを条件に、総合計画と地方版総合戦略を一つのものとして策定することが可能である。」としています。

また、地方創生の取組の基本的な計画である地方版総合戦略に切れ目が生じないのであれば、各地方公共団体の実情に応じた計画期間を設定することも可能との見解が示されています。

3 両計画の一体化に向けて

(1) 総合戦略の1年延長の必要性

総合計画後期基本計画と総合戦略を一体策定した場合、計画始期が令和8年度となることから、1年間の空白期間が生じることとなります。

国の地方創生にかかる交付金の活用や、企業版ふるさと納税による税制特例の適用に地方版総合戦略の策定が必須条件となっていることから、切れ目のない計画とするため、総合戦略の計画期間を1年延長する必要があります。

(2) 計画期間の一年延長に伴う内容調整

総合戦略の計画を1年延長するにあたっては、計画の基本的な考え方や基本目標等は、原則として変更しません。

なお、個別事業については既存事業を継続することとしつつ、新たに推進すべき施策や国の地方創生推進交付金の対象事業について、必要に応じて追加等を検討します。

(次回総合計画審議会にて、一部見直し案をお示しします。)